

4 有田川町一財務 第 3019 号  
令和 5 年 2 月 2 2 日

有田川町議会議長 森 谷 信 哉 様

有田川町長 中 山 正 隆

令和 3 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえて  
講じた措置の内容に関する報告書の提出について

令和 3 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な  
措置を講じたので、地方自治法第 233 条第 7 項の規定に基づき、別添の  
とおり報告します。

令和3年度有田川町一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえて  
講じた措置の内容に関する報告書

1 不認定となった日

令和4年12月6日

2 講じた措置の内容

一般会計における不適正な会計処理に対する再発防止策として、  
次のとおり必要な措置を講じた。

(1) 所管課において講じた措置

ア 参加料等の管理体制の強化について

各種団体が主催の事業を含め参加料等を徴収する全ての事業について、事前に担当者と班長が徴収方法の手順を確認し、課長が定期的に点検するよう管理体制を強化した。また、事業計画書を主催者の別、参加料等徴収の有無、徴収理由が容易に確認できるものに改め、教育委員会内で事業内容を確認していくこととした。

イ 参加料等管理の再点検について

参加料等を徴収した事業は、終了後に徴収方法の手順等について再度点検を行うとともに、全ての事業で業務管理の継続的な改善のため報告書を作成し、事業の内容や効果について精査していくこととした。

ウ 職場の環境づくり

社会教育課の定例会を月1回開催し、事業の進捗状況、事業報告を各担当が行い、課員全員で講評することにより、職員が相談しやすく、業務内容や効果について話し合える職場の環境づくりを進めていく。また、課長・部長が定期的に地域交流センターで勤務することで、管理・監督を強化していくこととした。

(2) 全庁的に講じた措置

ア 管理監督者の役割の周知徹底

本件問題を当該職員の問題ではなく組織全体の課題であると捉え、庁議において管理監督者に対して、服務規律の確保を徹底させるとともに、良好な職場環境づくりの必要性を再認識させた。

イ 全庁における情報共有化及び法令順守の研修

地方自治法第 210 条に規定する総計予算主義の原則の再認識及び、公金に対する各職員の適正な事務執行に資するため、コンプライアンス研修を実施した。

ウ 事務処理方法の再確認

各課において、現金等を収受する手順を課員全員に再確認させた。